

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

S18132、岡山県 29-01、岡山県 29-08

### ③施設の情報

名称：岡山市善隣館	種別：児童養護施設	
代表者氏名：岡山市長 大森雅夫	定員（利用人数）：25名	
所在地：岡山市中区西川原 176		
TEL：086-272-2798	ホームページ： <a href="https://www.city.okayama.jp/shisei/0000009286.html">https://www.city.okayama.jp/shisei/0000009286.html</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：1946年1月15日		
経営法人・設置主体（法人名等）：岡山市		
職員数	常勤職員：16名	非常勤職員：6名
有資格職員数	保育士 6名(内非常勤1名)	調理師 4名
	公認心理士 1名	医師(非常勤嘱託) 1名
	栄養士 1名	児童指導員 5名(内非常勤1名)
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)
	15室	調理室、食堂、浴室、静養室、別館「らくゆう」など

### ④理念・基本方針

《理念》…運営規定第2条

- (1) 入所児童が安全に安心した生活を営むことができるよう、児童の生命と人権を守り、育む。
- (2) 児童の意思を尊重しつつ、児童の成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育を行い、子どもの最善の利益の実現を目指す。
- (3) 児童の自立と社会参加につとめるとともに、地域のニーズに応え得る機能をもった施設運営にあたる。

《運営方針》…運営規定第3条

- (1) 児童に温かい愛情と潤いに満ちた家庭的雰囲気を与え、安心感と信頼性に満ちた生活環境を確立する。
- (2) 児童自らすすんで、その能力に応じて充分個性を発揮させる。

(3)心身の健全な発達を図り、社会人としてふさわしい人格を形成する。

#### ⑤施設の特徴的な取組

- ・17名の入所児童を幼児・女子および男子の2ユニットに分け、支援担当の児童指導員・保育士が1～3人の担当児童を受け持つことで、家庭的雰囲気づくりや支援の一貫性確保に努めています。
- ・児童の自主的な生活リズム・行動を大切にし、判断を促すようにしています。
- ・敷地内に別館「らくゆう」が設置されており、日中保育や地域交流の場所として活用されています。
- ・駅に近く通学に便利な立地のため、高校進学時に他の児童養護施設から措置変更されてくる児童も多くおり、入所児童17名中8名が高校生です。
- ・全国に6施設しかない公立公営施設ゆえに毎年的人事異動がありますが、毎月のケース会議や職員会議、フロア会議や各種記録等を通じ職員の意思疎通と共通認識形成を図っています。
- ・駅に近い立地もあって、年間延400名以上のボランティアが学習支援・余暇活動・行事の運営等に関わってくださっています。
- ・福祉事務所の「地域子ども相談センター」からの要請に応じ、ショートステイにも取り組んでいます(年20回/1週間以内)。

#### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年7月27日(契約日) ～ 令和3年2月17日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

#### ⑦総評

##### ◇特に評価の高い点

- ・前回、前々回指摘事項となっていた和式トイレから洋式トイレへの改善、女子トイレへの温水洗浄機の設置、廊下床の張替えなど、児童の生活環境の改善が着実に図られています。
- ・毎月の児童会の開催や意見箱を積極的に使うなど、児童が主体的に施設運営に関わる環境が整えられています。
- ・コロナ禍での感染防止が徹底されており、様々な配慮・工夫をしながら可能な限り行事も開催しており、職員関係者が一体となってコロナ禍での生活支援に取り組んでいます。
- ・年間延400名以上のボランティアが、学習支援・余暇活動・行事の運営等に関わってくださっています。
- ・「性教育・児童の権利擁護委員会」「施設内暴力検討委員会」「館業務マニュアル作成委員会」「食育推進委員会」の4委員会を設置し、全職員で対策を考え、明文化して共有化を図り養育・支援の向上に努めています。

- ・精神疾患、生活保護、被虐待児、障害児、乳児院からの措置変更児童、長期入所児童の増加など様々な困難に対応するため、令和2(2020)年度に正規職員の2名増員を図りました。
- ・児童の学びの段階と希望に合わせて、職員による学習指導、学習ボランティアの協力、塾の活用を柔軟に組み合わせて児童の学習を積極的に支援しています。
- ・児童の作文はもちろん、地域の方々、学校の先生、ボランティア等の児童に向けた思いも綴られた文集「なかよし」を毎年発刊しており、単に記録を残すことにとどまらず、広報、関係形成、連携に貢献しています。
- ・入所時の児童へのオリエンテーション資料として、分かりやすく工夫された「ようこそ善隣館へ」の冊子が作られています。
- ・職員ヒアリング・自己評価ともに館長のリーダーシップや人柄への評価が高く、調整型で温かく明るい生活の場／職場づくりに貢献されています。

#### ◇改善を求められる点

- ・昭和51(1976)年築で44年が経過した施設建物は、当時の建築様式故のコンクリート造の寒々しい印象と老朽化が目立ちます。耐震工事や修繕を重ねつつ、本庁と相談しながら抜本的な建て替え検討中ですが、出来るだけ早い建て替え実現を期待します。
- ・市の予算の枠組みで動いているため、洗濯機や乾燥機等の備品が故障しても、寄贈等が無い場合は次年度まで修理や買い替えができず、児童に不自由を強いることがしばしばあります。できるだけ早急な対応ができる仕組みを検討いただけませんか。
- ・職員の増員は図られているものの、絶対的なマンパワー不足は否めません。余裕を持った児童ケアや研修派遣が図れるよう、さらなる職員体制の整備が必要かと思われま
- す。
- ・地域との交流に関して、今一步踏み込んだ施設側からの積極的な情報発信が望まれます。町内会総会・役員会に出向き関係づくりに取り組むなどアウトリーチを期待します。
- ・養育支援の標準化(明文化)が出来ておらず、現在、作成に取り組んでいるそうですので、早急な完成が望まれます。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

- ・施設の建て替えについては、今後も本庁と相談しながら、実現へ向けて計画的に遂行していきます。当面、生活していく上で必要な修繕を行っていきます。
- ・備品については、購入年度を確認し、使用頻度や耐用年数に合わせて買い替えを検討し、次年度の予算へ反映させていきます。
- ・職員体制の整備については、今いる職員たちで児童のために何ができるのか、また職員の資質向上をどのように図っていくか、いずれも継続的な課題と捉え、職員で知恵を出し合いながら整備に努めていきます。
- ・地域との交流に関しては、町内会の役員の方々とは意見交換を行い、積極的な情報発信に努め、地域でできる新たな役割について検討していきます。
- ・養育支援の標準化については、来年度以降も重点事項の一つとして取り組んでいきます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 運営規程に明文化されており、具体的行動を表にして事務室にも掲示し職員に周知しています。年度初めの会議や年に 1 回マニュアル更新の際にも職員は必ず目を通しています。また、施設紹介のパンフレットにも掲載されています。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 岡山市が策定している「岡山市子ども子育て支援プラン 2020」において社会的養護に関する情勢分析は行われていますし、施設長も外部研修等で情報収集しており、本施設の役割なども検討しています。ただ、今後の環境変化への対応、需要見込みやコスト分析など踏み込んだ分析までは行えていません。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 養育・支援内容、組織体制や設備整備などの状況は職員会議等で共有し、改善に向けて取り組んでいます。設備整備、職員体制、財務状況等経営課題に関わることは本庁こども福祉課での対応になるため、柔軟な対応が難しい面があります。		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉗・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設独自の中長期計画は策定されていませんが、岡山市の「子ども・子育て支援プラン2020」(R2～R6年度)の中で「事業を継続し、児童養護施設の小規模化・地域分散化、高機能化、多機能化を推進し、家庭的養護環境の確保と地域養育支援機能の強化を進める」(p.80)と中期目標が示されています。また、国の「インフラ長寿命化基本計画」(H25)に基づき、岡山市は「岡山市公共施設等総合管理計画個別施設計画(福祉施設)」を策定中で、この中に本施設の施設整備計画(建替え)も盛り込まれる予定です。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉘・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設で策定する単年度の事業計画は行事計画にとどまりますが、中・長期計画を反映した単年度事業計画は市本庁こども福祉課の事業計画の中に含まれています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉙・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市本庁こども福祉課の事業計画と施設で策定する行事予定は、新年度の職員会議において職員間で共有されていますが、評価や見直しまではできていません。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㉚
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童や保護者には行事計画のみの周知となっています。</p>		

### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉛・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の職員会議で養育・支援について検討しており、ケース会議においても児童全員の検討をしています。また、委員会やフロア会議などでも養育・支援の在り方について検討しています。毎年自己評価を実施し、職員会議で評価結果の共有に努めても</p>		

います。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の全職員参加の職員会議開催や、各委員会等で課題の共有化および改善策の検討が行われています。しかしながら、会議時間も限られており改善計画の評価や見直しまではできていません。また、日々の業務に追われる中で職員の異動も毎年一定数あるため、改善の取り組みもなかなか思うようには進んでいません。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>規程に役割を明記しています。養育・支援に関する専門性は職員さんの方が高いので何事も相談しながら決めており、調整型リーダーといえます。職員からの評価も高いです。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は必要な研修等も受講し、遵守すべき関係法令等を十分に理解し運営に当たっています。公立公営施設なので、市のルールの中で取引業者等との関係は厳格に行われています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は目標、取組シート、評価表を使用しながら定期的に評価分析を行っています。また、職員会議やケース会議等を通じて職員の力量向上や、より良い養育・支援に努めています。また、日々の業務の中で子どもや職員の声に耳を傾け、諸課題の解決に取り組んでいます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は職員の意見をとりとまとめ、業務改善に向けて環境整備や人員配置などに取</p>		

り組んでいますし、委員会を設置し全職員で養育・支援の向上に取り組むなど体制づくりもしています。また、支援に必要な経費等は毎年市当局に予算要求するなど本庁と連携しながら施設運営に当たっています。公立施設ゆえ、財政や人事に関わる事項は本庁主導で行うため、要望を伝えるにとどまっています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>本庁人事課への要望権は無いため、本庁こども福祉課を通して要望し、徐々に正規職員や専門職の増員に務めています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市の人事基準に基づき、正規職員については課長面談の実施や人事考課の一環で自己評価が実施されており、職務遂行能力等が評価されています。しかし、処遇改善や異動等の希望には直結していません。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>シフトは職員同士が調整して組んでおり、有給休暇や特別休暇についても支障がない範囲で取得勧奨がなされており、働きやすく休みやすい雰囲気があります。また、新任職員には担当児童数を減らすとともに勤務日には職員配置を手厚くしてフォローするなど職員の心身の健康や安全確保にも配慮がなされています。正規職員は公務員ということもあり福利厚生や就労に関する相談体制も確立されています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市の目標取組制度を利用して職員各自が目標設定して取り組んでいます。6月までに年度目標を設定し10月に中間評価を、年度末に最終評価を行っています。上司、施設長、本庁こども福祉課との定期的な面接もあるなど、育成に向けたコミュニケーションは活発です。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「岡山市善隣館 職員倫理綱領」に職員の使命が明示されており。策定された教育・研修計画にもとづき予算を確保し、養護施設協議会の研修、市役所階層別研修な</p>		

<p>どに派遣実施しています。また、研修での学びは報告書にして回覧・共有しています。なお、小規模施設ゆえに内部での研修が行われていないことが課題です。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>統括主任や主任による新任職員をはじめとする職員へのOJTやスーパービジョンが取り組まれています。なお、正規職員は数年で異動により入れ替わるため、職員一人一人の長期にわたる人材育成計画は立てられていません。外部研修に関する情報提供を行い参加推奨していますが、勤務体制のため参加できない場合や、児童と関わる時間を削られるため研修派遣を希望しないなど研修受講には職員個人の意向が働き、研修受講状況にばらつきがあるのが課題です。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受入の基本姿勢を明示し、受入体制を整備し、実習プログラムを用意するなど積極的に取り組んでいます。例年、保育士実習生2名×1クール(10日間)×7回程度の受入を行っており、実習生は指導員や保育士のスーパービジョンのもと、学びやすい環境を提供されています。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立公営施設のため、施設独自のホームページ等の発信媒体は持ちませんが、岡山市のホームページ、岡山福祉ナビ等を通じて施設情報を提供しています。施設の運営・経営に関する情報も岡山市の事業報告・決算の中で公表されています。また、毎年、作文集「なかよし」を発行し地域の方々にも投稿いただくなど理解普及・連携に努めています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設運営にかかる予算や会計執行は、すべて市役所本庁で会計規則に基づき行われ、市議会で審議・報告されているので、公正かつ透明性は確保されています。こうした施設における事務、経理、取引等に関するルールは職員にも周知されています。年1回監査も実施され、監査資料は岡山市のホームページで情報公開されています。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域(サロン等)の行事の中でお花見や夏のそうめん流しなどの行事は行われています。児童館から送付されるチラシを見て児童館のイベントに児童を連れて行っています。またボランティア団体、老人クラブ、ライオンズクラブ等連携を図りながら各種イベントを開催するなど子どもにより良い支援・教育を実施しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア活動時のボランティアへの説明はマニュアルとして文章化されています。また必ず家庭支援専門員が説明し子どもと交流を図るための注意事項や視点の指導を行います。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>独自の関係機関・団体リストの連絡冊子を利用しています。また児童記録に子どもごとに必要な関係機関を記載しています。また職員会議・ケース会議で情報共有しています。児童相談所との連携は年1回(5月)、情報交換を行っています(児童相談所が8月、9月に子どもの面談をします。)。宇野小学校は5月と12月に担任の先生と担当者で子どもの進路と教育方針について話し合っています。退所後は児童相談所、在籍した学校と進学先の学校・就職した会社と連携をしています。障害者家族の場合は保護者と連絡が取れる場合は連携しています。特に就労支援の場合は子どもの担当者が就労支援先と直接話をして連携を図ることがあります。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設で実施する講習会に地域住民へ参加を呼び掛け、地域との関係性を深め新たなニーズや福祉課題の把握に努めています。また施設の機能であるショートステイも継続して行っています。館庭は地域防災のための土嚢置き場となっていて地域に周知されています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

宇野小学区の子育て懇談会に出席しており、子どもの対応について相談を受けることで、福祉ニーズの把握に努めています。また出席することで子どもの対応についての質問が出た事項について情報や意見を伝えています。

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務マニュアルの中に倫理綱領は明文化されており、年度初めの職員会議にて全職員で内容についての把握を行っています。ケース会議や日々使用する業務日誌を使って引継ぎを行い、児童の尊重や基本的人権、標準的な方法への反映、虐待防止についての徹底が行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別のプライバシーに関しては新年度職員申し合わせに記載されています。個別のプライバシーに関する説明は、受け入れ時に施設長と担当職員が子ども一人ひとりと面談をしながらその時々状況・子どもの特性に合わせながら行われます。入所前の説明時に部屋の鍵は内側から鍵をかけることができないことと、基本的に職員が各子どもの部屋に入ることがないことを伝えています。保護者への情報提供は必要に応じて対応をされています。性教育・児童の権利擁護委員会にて学習、及び子どもと職員への支援の参画や啓発が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者、見学希望者に対しては館内を職員が案内し日課の説明をしています。また、パンフレットなどを通じて館内行事などの情報提供を併せて行っています。入所の際に保護者の必要に応じて養育支援の利用に必要な情報を提供し、かつ学校行事の連絡または子どもの問題行動をあれば連絡を入れる等の情報提供を行っています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所以前に児童相談所から保護者へ説明が行われ、保護者の同意を得てから入所が</p>		

<p>決定されているため、入所についての理解はできています。また、子どもには写真、図、絵を使用した分かり易い資料を基に子どもに応じた説明をしています。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更になる場合、児童記録を引き継ぐとともに、直接口頭でも申し送りしています。子どもがどのようにしたら落ち着いて対応することができるのかを必要に応じて子どもの特性と支援内容を申し送ります。家庭に戻る場合は、退所前に児童相談所・担当職員・学校などの関係者によるケース会議を開催し、今後の支援を検討しています。善隣館担当職員は退所1ヶ月後に家庭訪問を行い児童相談所に様子を報告しています。その後は地域こども相談センターも家庭支援に加わり、リスクがあれば再度児童相談所が関与することになります。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月1回児童会を開催しています。1階は小学生と中学生と別々で開催し、2階は全員で開催されています。基本的に子どもは全員参加で職員が司会となり議論や質問を促します。児童会の後に職員会議を行い児童からのニーズを把握しその場で返答が可能な内容は具体的に返答します。検討が必要な内容に関しては次回の児童会で返答しています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物を玄関に掲示されています。子どもに渡している資料にも直接相談しにくい時には意見箱に意見を入れることできる事が記載されています。さらに入所時に苦情対応についての説明をしています。苦情から解決改善までの経過と結果については書面に記録しています。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱を玄関、1階(2箇所)と2階(1箇所)に設置し、どの場所でもいつでも投稿できるようにしています。子どもには困った事があれば何でも職員に話しをして欲しいと常日頃から伝えています。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>意見箱は月末にて回収します。意見については回収後に職員会議にかけ随時対応で</p>		

<p>きるような内容であればすぐに返答します。返答に検討が必要な内容に関しては後日会議にかけてから返答しています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメントマニュアルについては年度初めの職員会議で業務マニュアルを使用して申し合わせをします。交通事故等については岡山市準拠した報告書があり危機管理マニュアルについては年度末に3月に見直しを行っています。事故に関しては、業務日誌を使って引き継ぎを、職員会議で情報共有を行います。ただし、事故報告書の書式については定型様式ではなく時系列順で記載しています。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症については年度初めの職員会議で業務マニュアルの申し送りを行っています。季節の感染症に関してはその都度注意喚起、研修を行います。また、現在のコロナ対応に関しては岡山市が出しているものに準拠して対応しています。対応の変更があれば日々スタッフ会議で見直しをしています。</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月防災訓練を行っています。シミュレーションとしては地震火災水害を想定しています。職員の連絡網・緊急時の組織表を作成しています。外出時の行き先確認は口頭で確認をしています。備蓄は3日分の食料、備品類が準備をされており管理者が管理をしています(備蓄分の補充が計画的にはできていませんでした)。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが必要とする養育・支援内容の見直しが必要な場合は、職員会議やケース会議や毎日の引継ぎで話し合い見直しを行い記録はしています。しかし、標準的な実施方法については文章化されていませんでした。</p>		
41	<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画は直接処遇を行う職員、館長、心理相談員でケース会議を行っています。</p>		

<p>す。参加していない職員には文章で回覧をするか、コピーを個人ごとに渡して周知徹底をしています。子どもが必要とする養育支援の見直しが必要な場合は、引継ぎやケース会議を行っています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  自立支援計画策定責任者は統括管理者が担っています。入所1ヶ月程度計画後、生活の様子の中で適切なアセスメントし、自立支援計画を策定されています。また子どもの意向を聞き、支援目標や支援内容・方法等を記入し、子ども一人ひとりに沿った計画となるように取り組んでいます。アセスメントシートは児童相談所規定のサポートシートを使用しています。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  自立支援計画については、5月に作成し10月に評価し見直しを行ないます。また、見直し時には児童相談所にも意見を確認し、自立支援計画に反映させています。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  記録方法については新年度申し合わせ事項にて記載されており、年度初めの4月に全職員で読み合せて共有されています。また基本的には担当職員がケース記録を入力しています。そのうえでケース記録のフォルダを共有し他の職員と情報共有しています。子ども一人ひとりの様子を日々の引継ぎで話し合いをして記録を残しています。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  文書の管理は岡山市の個人情報保護条例に則って順守しています。記録は施設長の部屋の鍵のかかる書庫に保管されています。書類に関しての持ち出しは館長の許可が必要です。また文書は事務室以外から持ち出さないように徹底されています。</p>		

## 内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	<p>A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	①・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市の施設運営基準に権利擁護に関する事項が明記されています。事務所内には施設理念が大きく掲示され、パンフレットにも理念が明記されています。施設の職員倫理綱領では子どもの最善の利益と実現を掲げ、その倫理綱領は全職員で毎年必ず見直しと更新を行っています。昨年からは権利擁護に関する委員会を設置し、さらなる権利擁護意識の向上を図っています。</p>		
<p>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが理解しやすい入所のしおりを作成して、入所の際には職員が児童相談所の職員と共に説明を行っています。生活の中で起きる喧嘩や自傷行為、職員に対する暴言等にはその場で職員が適切な対応をする様子が記録にて確認できています。子どもが主体となって開催する児童会では、「トゲトゲ言葉をやめましょう」と表現するなど、自他の権利を子どもが学べる機会を設けています。</p>		
<p>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p>①・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は自立支援計画やサポートシートで子どもの背景を理解し、児童相談所と協議ながら入退所時や進学時に個々の状況に応じて事実を伝えています。また、普段の生活や行事の様子を写した写真アルバムを個別に作成して、子どもに手渡ししています。利用者へのヒアリングでは、自身の生い立ちや生活の不安などを担当職員だけでなく、他の職員にも相談しています。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>岡山市の運営規定や就業規則で処分規定が設けられ、危機管理マニュアルの中で性的問題行動等、子どもの不適切な関わりに対する初動対応が明記されています。児童会の中では、職員に対する不安や不満を積極的に発言している子どもと、それを受け止める職員の様子が記録で確認できます。職員は未然防止のために外部研修にも定期的に参加しています。1階と2階にある居室は年齢や発育段階、性別を考慮した部屋割りになっています。</p>		
<p>A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑤	<p>A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>規則的な生活を行う上で、子どもの意見をくみ取りながら守るべき規則や出来ない</p>		

<p>ことも指導しています。普段の生活の場では、子どもたちの生活に合わせてお風呂や門限など、柔軟にスケジュール調整を行っています。学校の友達もよく施設に遊びに来ているようです。お小遣いは担当職員が管理していますが、一律同額ではなくそれぞれの使い方を尊重して支給し、余剰分は被服費等の費用に補填するなど個別に対応しています。訪問調査時には、子どもが途中で編むのをあきらめたニット帽を職員が編む姿が見られました。</p>		
<p>A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	<p>A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時にはしおりとともに、図や絵なども用いて分かりやすく説明しています。退所前には児童相談所や地域子ども相談センターと必ず会議が開催されています。一方で、子どものアンケートには「異動で仲良くなった職員がいなくなる」という意見があります。公的施設の特性上改善が困難な点ですが、子どもたちの不安を軽減するためにも、より繋がり意識を持てるような策が望まれます。</p>		
A⑦	<p>A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを担当する職員は、必要に応じて児童相談所と直接的に処遇の相談等を行っています。退所後に日常生活が円滑に行えるよう、事前に職員が移住先の住居の下見等を行っています。また、退所後も関わりの深かった職員に継続的に相談している様子を記録で確認しています。退所者は「善隣館まつり」などの行事で交流の場があります。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

<p>A-2-(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑧	<p>A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理相談員が生活支援に加わり、子どもの言動から心に起きている状況を汲み取っています。施設には数か所に意見箱が設置され、直接発言出来ない子どもの意見を汲み取っています。多い月で10件程度の意見が投函されているとのこと。また、その意見に対する施設の対応を意見箱の上に分かりやすい文章で掲示しています。利用者アンケートやヒアリングでは、「職員が優しい」「職員がよくしてくれている」という意見が多い印象です。</p>		
A⑨	<p>A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常生活では、お風呂は子どもの必要に応じて決まった時間以外でも利用でき、夜</p>		

<p>間の帰宅時間も学業やアルバイトに合わせて柔軟に対応しています。金銭管理については、担当職員が子どもの趣味嗜好に応じた適切な金銭管理が行われています。また、宿直職員の部屋が利用者の部屋に隣接しており、夜間に不安になったり、体調不良になったりする子どもに対応しています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>お風呂や施設の清掃等、身の回りの生活に関して、子どもが当番で手伝う機会を設けています。過干渉にならないよう、出来ないときには声掛けを行い、出来たときは褒めることで子どもが自ら行動でき、成長を感じられる環境を整えている様子を日誌で確認出来ています。また、朝夕の動きが多い時間帯にはベテラン職員を増員したり、館長が月1回館内に泊まったりして夜間の子ども様子を確認しています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>別館「らくゆう」には、幼児の遊び道具が整備されており、食堂には文庫本や漫画が揃えられています。また、定期的に回ってくる移動図書館の利用も可能です。年間行事では、季節的な行事のほかにもライオンズクラブや地域サロンとお花見や招待旅行等を企画して外部との交流も積極的に行っています。その他、子どものニーズや年齢にあわせて学習ボランティアや余暇ボランティアを中心に、月に10人以上受け入れています。入所のしおりや意見箱の意見への返答など、子どもが目にする文書にはルビがふられており、低年齢の子どもへの配慮が見られます。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>規則を設けて洗濯や金銭管理、料理教室の開催などを行うことで基本的な生活能力向上を図っています。衣類や布団は洗濯した後、各部屋の目の前のベランダに干すことで生活感を感じられるように努めています。高校生以上は携帯電話、スマートフォンを所持しており、使い方に関しては適宜指導を行っています。パソコンについても学校で必要な際は支給しています。去年からは施設共用のタブレットを設置して、調べものや動画閲覧等が可能になっています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>栄養士を配置して、子どもの栄養管理やアレルギー食物の配慮を行っています。季節に沿った行事食の提供や月1回料理教室を開催しています。そのほか、利用者アンケートの実施や、食事に関する意見が書き込めるノート「モリモリ」を食堂に配置して嗜好把握に努めています。調理員も食事の様子を見るため、定期的に食堂で子どもと一緒に食事をとっています。部活やアルバイトで帰りが遅くなる場合は、電子レン</p>		

ジで温められるようになっていきます。子どもへのヒアリングでは、「誕生日に大好物のキムチ丼が食べられた」と喜んでいました。また、訪問調査時には職員が運動場で子どもたちとピザを焼く姿が見られました。

A-2-(3) 衣生活

A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

小さな子どもは職員と一緒に衣類購入に出かけ、高校生は自分で服を買いに行くことが多いとのことです。衣類の洗濯は子ども自身で行い、寝具や学校の上履きも毎週自身で洗濯しています。洗濯したものは極力乾燥機を使わない事で干すことで、自立に向けたスキル向上を図っています。また、衣類購入代金として支給される被服費は、余った場合は他の費用に充当するなど、個々の生活スタイルに合わせています。施設長のヒアリングでは、被服費は時代に併せ、年々金額を増額しているとのことです。

A-2-(4) 住生活

A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

前回の評価では施設の老朽化が課題となっていました。今回の訪問調査では、床面の張替えやトイレや風呂の改築及び増設、老朽化した壁面に館行事の成果品やイラストを飾るなど、工夫をして温かみのある雰囲気が出るように努めている様子が見られます。清掃活動は日々行い、清潔さを保つように努めています。また、昨年は防犯対策のため防犯カメラの設置を行っています。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

外部の専門医を担当医として配置しています。毎日の健康管理では、毎朝検温を子ども自身で行って職員に報告しています。子どもがひとりで診察が困難な場合は職員が同行しています。食後の服薬も状況に応じて職員が行っています。施設には常備薬があり、子どもの体調に応じて職員の判断で服薬出来るようになっていきます。職員は体温だけでなく子どもの顔色にも気をかけ、いつもと様子が違っているときは本人に声かけを行っています。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

入所時のしおりにはプライベートゾーンについての説明があります。施設長へのヒアリングにて、子どもの不適切な行為を発見した場合は児童相談所と連携を図りながら対応を検討し、適切に対応しています。一方で、SNS やインターネットの使い方等

<p>の年齢・発達段階に応じたカリキュラムは作成しておらず、その都度職員がその場で指導・助言を行っています。施設全体でも性教育の難しさを課題に感じており、今年度より性教育委員会を立ち上げ、今年度中のマニュアル完成に向けて取り組んでいます。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校友人とのトラブル等はすぐに対応しており、行動上の問題が生じていれば何が原因か職員間で話し合い振り返りに努めています。無断外出に関しては危機管理マニュアルにて職員に周知しています。一方で、施設独自での方法や手段に一貫性がないことが職員の自己評価で挙げられています。対応策として、施設では今年度より施設内暴力検討委員会を立ち上げています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>イライラしている子どもに寄り添い話を聞く様子を記録で確認出来ています。その場での声かけを基本にしながらも、必要なら相談スペースと個別の時間を確保した上で相談にのっているとのこと。ハード面では、男女のエリアを分割する仕切りを設けています。部屋割りは子どもの特性、年齢、障害等に配慮して行われています。食堂の席も年齢や食事時間で決められており、安心して生活できる空間づくりに配慮されています。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法を行える有資格者が配置されており、箱庭療法などの心理療法を用いた専門的な心理面接が行われています。自立支援計画には心理相談員のコメント欄があり、自立支援計画と連動して細やかな支援が行われています。自閉症傾向のある子どもへのヒアリングでは、「担当の人だけでなくみんなに相談する」とのことで、職員が一体的に心理的な支えとなっているようです。</p>		
<p>A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>帰所後に宿題など勉強する時間を設けています。小学生の宿題は職員が確認を行い、出来ていない場合は付き添って教えているとのこと。そのほか、週1回の学習ボランティアや地域の学習塾の利用など、子どもそれぞれに合った形で学習支援が行われています。子どもへのヒアリングでは、「職員が苦手な数学を教えてくれる」との声がありました。また、特別支援学級への通学支援も行っています。</p>		

A⑳	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路選択の際は子どもの希望のほかに、児童相談所や学校、保護者などにヒアリングしてサポートシートや自立支援計画に反映させています。奨学金制度など進路に必要な情報は、職員から子どもに直接提供されています。不登校になった子どもに対しては、職員が通学に付き添ったり施設内で積極的に声かけしたりすることで改善した事例もあります。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アルバイトは子どもの主体性に任せて奨励されており、安全面を考慮して近隣でアルバイトを探す配慮もされています。職場実習や職場体験では学校と連携し、興味を持たせそれが継続できるよう職員が学校に働きかけを行っています。一方で、施設規模での協力事業主等の受け入れ先開拓は行われていません。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携して、家族との関係性に配慮しながら面会や一時帰宅等を取り入れています。学校行事がある際には事前にそれを家族に連絡しています。各担当職員は子どもの近況を電話で伝えたり、家庭状況を把握して他の職員に共有したりしています。家庭環境が困難な場合や子どもに特別な配慮が必要な場合、担当職員だけでなく家庭支援専門相談員が家族とやりとりを行っています。また、年に1回発行する文集「なかよし」を保護者に送付しています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員(主任児童指導員兼務)を中心に、児童相談所と連携して、親子関係再構築のために面会や一時帰宅等に積極的に取り組んでいます。保護者が面会に来た際には、家族の様子を聞き取って施設での生活に反映するとともに、施設での本人の頑張りを家族に伝えています。また、家族が施設の運動会などの行事に出席する際には、職員が積極的に家族に声をかけるようにしています。</p>		